

東北電原運第 3 1 号

令和 2 年 2 月 2 5 日

原子力規制委員会 殿

仙台市青葉区本町一丁目 7 番 1 号

東北電力株式会社

取締役社長 社長執行役員

原 田 宏 哉

女川原子力発電所 1 号発電用原子炉
廃止措置計画認可申請書の補正について

令和元年 7 月 29 日付け、東北電原運第 15 号をもちまして申請いたしました女川原子力発電所 1 号発電用原子炉廃止措置計画認可申請書について、下記のとおり補正いたします。

記

女川原子力発電所 1 号発電用原子炉廃止措置計画認可申請書の本文及び添付書類を別添の女川原子力発電所 1 号発電用原子炉廃止措置計画認可申請書（令和元年 7 月 29 日 東北電原運第 15 号）の補正前後比較表の補正後欄のとおり一部補正する。

以上

別添

女川原子力発電所 1 号発電用原子炉 廃止措置計画認可申請書
(令和元年 7 月 29 日 東北電原運第 15 号) 補正前後比較表

女川原子力発電所1号発電用原子炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																					
7	四 第4-2表 廃止措置対象 施設	<p style="text-align: center;">第4-2表 廃止措置対象施設 (1/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建家)名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原子炉本体</td> <td>炉心</td> <td>炉心支持構造物</td> </tr> <tr> <td>燃料体</td> <td>燃料集合体</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器</td> <td>原子炉容器</td> </tr> <tr> <td>放射線しゃへい体</td> <td>原子炉容器の外側のしゃへい壁 ドライウエル外周の壁 原子炉建家外壁</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">核燃料物質の 取扱施設及び 貯蔵施設</td> <td>核燃料物質取扱設備</td> <td>燃料交換機[※] 原子炉建家クレーン[※]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">核燃料物質貯蔵設備</td> <td>新燃料貯蔵庫 使用済燃料貯蔵設備[※]</td> </tr> <tr> <td>冷却材再循環系 原子炉冷却材浄化系 主蒸気系 タービン 復水器 タービン・バイパス系 給水系 復水ポンプ 復水脱塩装置 給水加熱器</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">原子炉冷却系 統施設</td> <td rowspan="4">1次冷却設備</td> <td>炉心スプレイ系 高圧注水系 低圧注水系 原子炉隔離時冷却系</td> </tr> <tr> <td>非常用冷却設備</td> <td>残留熱除去系</td> </tr> <tr> <td>計測制御系統 施設</td> <td>核計装 その他の主要な計装 原子炉停止回路 その他の主要な安全保護回路</td> </tr> <tr> <td>安全保護回路</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※：2号又は3号炉との共用施設（一部共用を含む。）</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称	原子炉本体	炉心	炉心支持構造物	燃料体	燃料集合体	原子炉容器	原子炉容器	放射線しゃへい体	原子炉容器の外側のしゃへい壁 ドライウエル外周の壁 原子炉建家外壁	核燃料物質の 取扱施設及び 貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料交換機 [※] 原子炉建家クレーン [※]	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵庫 使用済燃料貯蔵設備 [※]	冷却材再循環系 原子炉冷却材浄化系 主蒸気系 タービン 復水器 タービン・バイパス系 給水系 復水ポンプ 復水脱塩装置 給水加熱器	原子炉冷却系 統施設	1次冷却設備	炉心スプレイ系 高圧注水系 低圧注水系 原子炉隔離時冷却系	非常用冷却設備	残留熱除去系	計測制御系統 施設	核計装 その他の主要な計装 原子炉停止回路 その他の主要な安全保護回路	安全保護回路		<p style="text-align: center;">第4-2表 廃止措置対象施設 (1/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建家)名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原子炉本体</td> <td>炉心</td> <td>炉心支持構造物</td> </tr> <tr> <td>燃料体</td> <td>燃料集合体</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器</td> <td>原子炉容器</td> </tr> <tr> <td>放射線しゃへい体</td> <td>原子炉容器の外側のしゃへい壁 ドライウエル外周の壁 原子炉建家外壁</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">核燃料物質の 取扱施設及び 貯蔵施設</td> <td>核燃料物質取扱設備</td> <td>燃料交換機^{※1} 原子炉建家クレーン^{※1}</td> </tr> <tr> <td>核燃料物質貯蔵設備</td> <td>新燃料貯蔵庫 使用済燃料貯蔵設備^{※1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">原子炉冷却系 統施設</td> <td rowspan="4">1次冷却設備</td> <td>炉心スプレイ系 高圧注水系 低圧注水系 原子炉隔離時冷却系</td> </tr> <tr> <td>非常用冷却設備</td> <td>残留熱除去系</td> </tr> <tr> <td>計測制御系統 施設</td> <td>核計装 その他の主要な計装 原子炉停止回路 その他の主要な安全保護回路</td> </tr> <tr> <td>安全保護回路</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：当該施設のうち、一部が2号又は3号炉との共用施設 ※2：当該施設のうち、全てが2号又は3号炉との共用施設</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称	原子炉本体	炉心	炉心支持構造物	燃料体	燃料集合体	原子炉容器	原子炉容器	放射線しゃへい体	原子炉容器の外側のしゃへい壁 ドライウエル外周の壁 原子炉建家外壁	核燃料物質の 取扱施設及び 貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料交換機 ^{※1} 原子炉建家クレーン ^{※1}	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵庫 使用済燃料貯蔵設備 ^{※1}	原子炉冷却系 統施設	1次冷却設備	炉心スプレイ系 高圧注水系 低圧注水系 原子炉隔離時冷却系	非常用冷却設備	残留熱除去系	計測制御系統 施設	核計装 その他の主要な計装 原子炉停止回路 その他の主要な安全保護回路	安全保護回路		<p>・記載の適正化 (2～3号炉との共用施設のうち「一部」又は「全部」の施設が共用であることの明確化)</p>
施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称																																																							
原子炉本体	炉心	炉心支持構造物																																																							
	燃料体	燃料集合体																																																							
	原子炉容器	原子炉容器																																																							
	放射線しゃへい体	原子炉容器の外側のしゃへい壁 ドライウエル外周の壁 原子炉建家外壁																																																							
核燃料物質の 取扱施設及び 貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料交換機 [※] 原子炉建家クレーン [※]																																																							
	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵庫 使用済燃料貯蔵設備 [※]																																																							
		冷却材再循環系 原子炉冷却材浄化系 主蒸気系 タービン 復水器 タービン・バイパス系 給水系 復水ポンプ 復水脱塩装置 給水加熱器																																																							
原子炉冷却系 統施設	1次冷却設備	炉心スプレイ系 高圧注水系 低圧注水系 原子炉隔離時冷却系																																																							
		非常用冷却設備	残留熱除去系																																																						
		計測制御系統 施設	核計装 その他の主要な計装 原子炉停止回路 その他の主要な安全保護回路																																																						
		安全保護回路																																																							
	施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称																																																						
原子炉本体	炉心	炉心支持構造物																																																							
	燃料体	燃料集合体																																																							
	原子炉容器	原子炉容器																																																							
	放射線しゃへい体	原子炉容器の外側のしゃへい壁 ドライウエル外周の壁 原子炉建家外壁																																																							
核燃料物質の 取扱施設及び 貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料交換機 ^{※1} 原子炉建家クレーン ^{※1}																																																							
	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵庫 使用済燃料貯蔵設備 ^{※1}																																																							
原子炉冷却系 統施設	1次冷却設備	炉心スプレイ系 高圧注水系 低圧注水系 原子炉隔離時冷却系																																																							
		非常用冷却設備	残留熱除去系																																																						
		計測制御系統 施設	核計装 その他の主要な計装 原子炉停止回路 その他の主要な安全保護回路																																																						
		安全保護回路																																																							

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

女川原子力発電所1号発電用原子炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

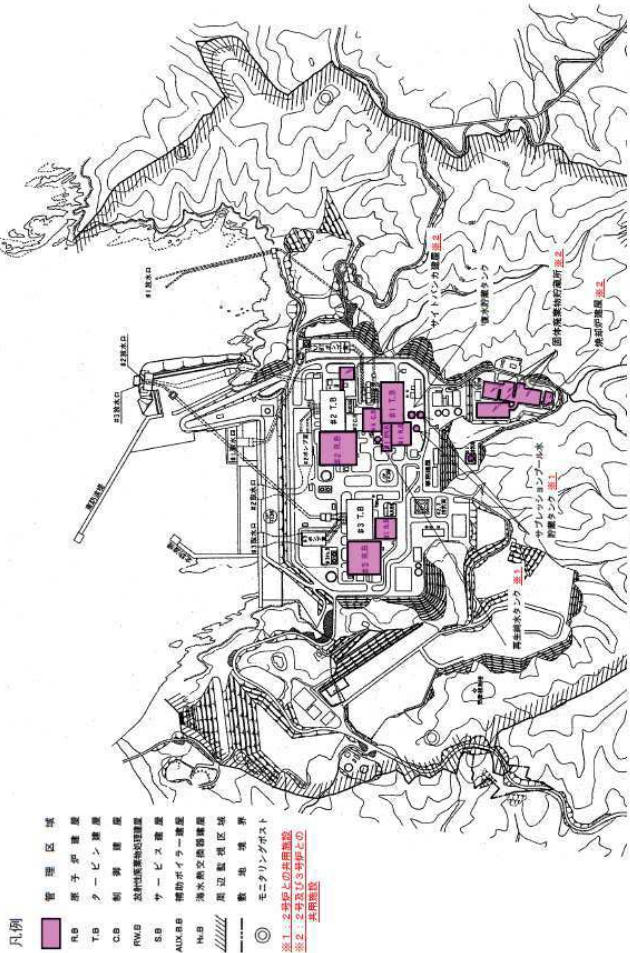
頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																														
8	四 第4-2表 廃止措置対象 施設	<p style="text-align: center;">第4-2表 廃止措置対象施設 (2/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建家)名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">計測制御系統 施設</td> <td rowspan="2">制御設備</td> <td>制御材</td> </tr> <tr> <td>制御棒駆動設備</td> </tr> <tr> <td>非常用制御設備</td> <td>ほう酸水注入系</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">その他の主要な事項</td> <td>制御棒価値ミニマイザ</td> </tr> <tr> <td>再循環流量制御系</td> </tr> <tr> <td>圧力制御装置</td> </tr> <tr> <td>中央制御室[※]</td> </tr> <tr> <td rowspan="18">放射性廃棄物の 廃棄施設</td> <td rowspan="3">気体廃棄物の廃棄設備</td> <td>空気抽出器排ガス系減衰管</td> </tr> <tr> <td>活性炭式希ガスホールドアップ装置</td> </tr> <tr> <td>排気筒</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">液体廃棄物の廃棄設備</td> <td>機器ドレン処理系</td> </tr> <tr> <td>床ドレン処理系</td> </tr> <tr> <td>再生廃液処理系</td> </tr> <tr> <td>ランドリドレン処理系[※]</td> </tr> <tr> <td>復水器冷却水排水路</td> </tr> <tr> <td rowspan="12">固体廃棄物の廃棄設備</td> <td>濃縮廃液貯蔵タンク(床ドレン・再生 廃液)</td> </tr> <tr> <td>濃縮廃液貯蔵タンク(ランドリドレ ン)[※]</td> </tr> <tr> <td>使用済樹脂貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td>原子炉浄化系沈降分離槽</td> </tr> <tr> <td>復水浄化系沈降分離槽</td> </tr> <tr> <td>ランドリ系沈降分離槽[※]</td> </tr> <tr> <td>セメント固化式固化装置[※]</td> </tr> <tr> <td>プラスチック固化式固化装置[※]</td> </tr> <tr> <td>固体廃棄物焼却設備[※]</td> </tr> <tr> <td>減容装置[※]</td> </tr> <tr> <td>サイトバンカ[※]</td> </tr> <tr> <td>雑固体廃棄物保管室[※]</td> </tr> <tr> <td>固体廃棄物貯蔵所[※]</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：2号又は3号炉との共用施設(一部共用を含む。)</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称	計測制御系統 施設	制御設備	制御材	制御棒駆動設備	非常用制御設備	ほう酸水注入系	その他の主要な事項	制御棒価値ミニマイザ	再循環流量制御系	圧力制御装置	中央制御室 [※]	放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	空気抽出器排ガス系減衰管	活性炭式希ガスホールドアップ装置	排気筒	液体廃棄物の廃棄設備	機器ドレン処理系	床ドレン処理系	再生廃液処理系	ランドリドレン処理系 [※]	復水器冷却水排水路	固体廃棄物の廃棄設備	濃縮廃液貯蔵タンク(床ドレン・再生 廃液)	濃縮廃液貯蔵タンク(ランドリドレ ン) [※]	使用済樹脂貯蔵タンク	原子炉浄化系沈降分離槽	復水浄化系沈降分離槽	ランドリ系沈降分離槽 [※]	セメント固化式固化装置 [※]	プラスチック固化式固化装置 [※]	固体廃棄物焼却設備 [※]	減容装置 [※]	サイトバンカ [※]	雑固体廃棄物保管室 [※]	固体廃棄物貯蔵所 [※]	<p style="text-align: center;">第4-2表 廃止措置対象施設 (2/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建家)名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">計測制御系統 施設</td> <td rowspan="2">制御設備</td> <td>制御材</td> </tr> <tr> <td>制御棒駆動設備</td> </tr> <tr> <td>非常用制御設備</td> <td>ほう酸水注入系</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">その他の主要な事項</td> <td>制御棒価値ミニマイザ</td> </tr> <tr> <td>再循環流量制御系</td> </tr> <tr> <td>圧力制御装置</td> </tr> <tr> <td>中央制御室[※]</td> </tr> <tr> <td rowspan="18">放射性廃棄物の 廃棄施設</td> <td rowspan="3">気体廃棄物の廃棄設備</td> <td>空気抽出器排ガス系減衰管</td> </tr> <tr> <td>活性炭式希ガスホールドアップ装置</td> </tr> <tr> <td>排気筒</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">液体廃棄物の廃棄設備</td> <td>機器ドレン処理系</td> </tr> <tr> <td>床ドレン処理系</td> </tr> <tr> <td>再生廃液処理系</td> </tr> <tr> <td>ランドリドレン処理系[※]</td> </tr> <tr> <td>復水器冷却水排水路</td> </tr> <tr> <td rowspan="12">固体廃棄物の廃棄設備</td> <td>濃縮廃液貯蔵タンク(床ドレン・再生 廃液)</td> </tr> <tr> <td>濃縮廃液貯蔵タンク(ランドリドレ ン)[※]</td> </tr> <tr> <td>使用済樹脂貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td>原子炉浄化系沈降分離槽</td> </tr> <tr> <td>復水浄化系沈降分離槽</td> </tr> <tr> <td>ランドリ系沈降分離槽[※]</td> </tr> <tr> <td>セメント固化式固化装置[※]</td> </tr> <tr> <td>プラスチック固化式固化装置[※]</td> </tr> <tr> <td>固体廃棄物焼却設備[※]</td> </tr> <tr> <td>減容装置[※]</td> </tr> <tr> <td>サイトバンカ[※]</td> </tr> <tr> <td>雑固体廃棄物保管室[※]</td> </tr> <tr> <td>固体廃棄物貯蔵所[※]</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：当該施設のうち、一部が2号又は3号炉との共用施設 ※2：当該施設のうち、全てが2号又は3号炉との共用施設</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称	計測制御系統 施設	制御設備	制御材	制御棒駆動設備	非常用制御設備	ほう酸水注入系	その他の主要な事項	制御棒価値ミニマイザ	再循環流量制御系	圧力制御装置	中央制御室 [※]	放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	空気抽出器排ガス系減衰管	活性炭式希ガスホールドアップ装置	排気筒	液体廃棄物の廃棄設備	機器ドレン処理系	床ドレン処理系	再生廃液処理系	ランドリドレン処理系 [※]	復水器冷却水排水路	固体廃棄物の廃棄設備	濃縮廃液貯蔵タンク(床ドレン・再生 廃液)	濃縮廃液貯蔵タンク(ランドリドレ ン) [※]	使用済樹脂貯蔵タンク	原子炉浄化系沈降分離槽	復水浄化系沈降分離槽	ランドリ系沈降分離槽 [※]	セメント固化式固化装置 [※]	プラスチック固化式固化装置 [※]	固体廃棄物焼却設備 [※]	減容装置 [※]	サイトバンカ [※]	雑固体廃棄物保管室 [※]	固体廃棄物貯蔵所 [※]	<p>・記載の適正化 (2～3号炉との共用施設のうち「一部」又は「全部」の施設が共用であることの明確化)</p>
施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称																																																																																
計測制御系統 施設	制御設備	制御材																																																																																
		制御棒駆動設備																																																																																
	非常用制御設備	ほう酸水注入系																																																																																
	その他の主要な事項	制御棒価値ミニマイザ																																																																																
		再循環流量制御系																																																																																
		圧力制御装置																																																																																
中央制御室 [※]																																																																																		
放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	空気抽出器排ガス系減衰管																																																																																
		活性炭式希ガスホールドアップ装置																																																																																
		排気筒																																																																																
	液体廃棄物の廃棄設備	機器ドレン処理系																																																																																
		床ドレン処理系																																																																																
		再生廃液処理系																																																																																
		ランドリドレン処理系 [※]																																																																																
		復水器冷却水排水路																																																																																
	固体廃棄物の廃棄設備	濃縮廃液貯蔵タンク(床ドレン・再生 廃液)																																																																																
		濃縮廃液貯蔵タンク(ランドリドレ ン) [※]																																																																																
		使用済樹脂貯蔵タンク																																																																																
		原子炉浄化系沈降分離槽																																																																																
		復水浄化系沈降分離槽																																																																																
		ランドリ系沈降分離槽 [※]																																																																																
		セメント固化式固化装置 [※]																																																																																
		プラスチック固化式固化装置 [※]																																																																																
		固体廃棄物焼却設備 [※]																																																																																
		減容装置 [※]																																																																																
サイトバンカ [※]																																																																																		
雑固体廃棄物保管室 [※]																																																																																		
固体廃棄物貯蔵所 [※]																																																																																		
施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称																																																																																
計測制御系統 施設	制御設備	制御材																																																																																
		制御棒駆動設備																																																																																
	非常用制御設備	ほう酸水注入系																																																																																
	その他の主要な事項	制御棒価値ミニマイザ																																																																																
		再循環流量制御系																																																																																
		圧力制御装置																																																																																
中央制御室 [※]																																																																																		
放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	空気抽出器排ガス系減衰管																																																																																
		活性炭式希ガスホールドアップ装置																																																																																
		排気筒																																																																																
	液体廃棄物の廃棄設備	機器ドレン処理系																																																																																
		床ドレン処理系																																																																																
		再生廃液処理系																																																																																
		ランドリドレン処理系 [※]																																																																																
		復水器冷却水排水路																																																																																
	固体廃棄物の廃棄設備	濃縮廃液貯蔵タンク(床ドレン・再生 廃液)																																																																																
		濃縮廃液貯蔵タンク(ランドリドレ ン) [※]																																																																																
		使用済樹脂貯蔵タンク																																																																																
		原子炉浄化系沈降分離槽																																																																																
		復水浄化系沈降分離槽																																																																																
		ランドリ系沈降分離槽 [※]																																																																																
		セメント固化式固化装置 [※]																																																																																
		プラスチック固化式固化装置 [※]																																																																																
		固体廃棄物焼却設備 [※]																																																																																
		減容装置 [※]																																																																																
サイトバンカ [※]																																																																																		
雑固体廃棄物保管室 [※]																																																																																		
固体廃棄物貯蔵所 [※]																																																																																		

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

女川原子力発電所1号発電用原子炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																							
9	四 第4-2表 廃止措置対象 施設	<p style="text-align: center;">第4-2表 廃止措置対象施設 (3/3)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">施設区分</th> <th style="width: 20%;">設備等の区分</th> <th style="width: 65%;">設備 (建家) 名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13">放射線管理施設</td> <td rowspan="7">屋内管理用の主要な設備</td> <td>固定のエリア・モニタおよびプロセス・モニタ[※]</td> </tr> <tr> <td>分析用放射線測定装置[※]</td> </tr> <tr> <td>携帯用および半固定放射線検出器[※]</td> </tr> <tr> <td>放射線管理関係施設[※]</td> </tr> <tr> <td>汚染管理関係施設[※]</td> </tr> <tr> <td>試料分析関係施設[※]</td> </tr> <tr> <td>屋外管理用の主要な設備</td> </tr> <tr> <td>排気筒モニタ</td> </tr> <tr> <td>排水モニタ[※]</td> </tr> <tr> <td>排水のサンプリング・モニタ[※]</td> </tr> <tr> <td>風向、風速計[※]</td> </tr> <tr> <td>敷地内および敷地外固定モニタ[※]</td> </tr> <tr> <td>放射能観測車[※]</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">原子炉格納施設</td> <td>構造</td> <td>ドライウエル サブプレッション・チェンバ</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">その他の主要な事項</td> <td>格納容器内ガス濃度制御系</td> </tr> <tr> <td>ドライウエル内ガス冷却装置</td> </tr> <tr> <td>格納容器冷却系</td> </tr> <tr> <td>原子炉建家</td> </tr> <tr> <td>原子炉建家常用換気系</td> </tr> <tr> <td>非常用ガス処理系</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">その他原子炉の附属施設</td> <td rowspan="3">非常用電源設備</td> <td>受電系統[※]</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機</td> </tr> <tr> <td>蓄電池</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の主要な事項</td> <td>グラント蒸気発生器</td> </tr> <tr> <td>サブプレッション・プール水貯蔵系[※]</td> </tr> </tbody> </table> <p style="color: red; font-size: small;">※：2号又は3号炉との共用施設（一部共用を含む。）</p>	施設区分	設備等の区分	設備 (建家) 名称	放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	固定のエリア・モニタおよびプロセス・モニタ [※]	分析用放射線測定装置 [※]	携帯用および半固定放射線検出器 [※]	放射線管理関係施設 [※]	汚染管理関係施設 [※]	試料分析関係施設 [※]	屋外管理用の主要な設備	排気筒モニタ	排水モニタ [※]	排水のサンプリング・モニタ [※]	風向、風速計 [※]	敷地内および敷地外固定モニタ [※]	放射能観測車 [※]	原子炉格納施設	構造	ドライウエル サブプレッション・チェンバ	その他の主要な事項	格納容器内ガス濃度制御系	ドライウエル内ガス冷却装置	格納容器冷却系	原子炉建家	原子炉建家常用換気系	非常用ガス処理系	その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	受電系統 [※]	ディーゼル発電機	蓄電池	その他の主要な事項	グラント蒸気発生器	サブプレッション・プール水貯蔵系 [※]	<p style="text-align: center;">第4-2表 廃止措置対象施設 (3/3)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">施設区分</th> <th style="width: 20%;">設備等の区分</th> <th style="width: 65%;">設備 (建家) 名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">放射線管理施設</td> <td rowspan="7">屋内管理用の主要な設備</td> <td>固定のエリア・モニタおよびプロセス・モニタ^{※1}</td> </tr> <tr> <td>分析用放射線測定装置^{※1}</td> </tr> <tr> <td>携帯用および半固定放射線検出器^{※2}</td> </tr> <tr> <td>放射線管理関係施設^{※2}</td> </tr> <tr> <td>汚染管理関係施設^{※1}</td> </tr> <tr> <td>試料分析関係施設^{※2}</td> </tr> <tr> <td>屋外管理用の主要な設備</td> </tr> <tr> <td>排気筒モニタ</td> </tr> <tr> <td>排水モニタ^{※1}</td> </tr> <tr> <td>排水のサンプリング・モニタ^{※1}</td> </tr> <tr> <td>風向、風速計^{※1}</td> </tr> <tr> <td>敷地内および敷地外固定モニタ^{※1}</td> </tr> <tr> <td>放射能観測車^{※1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">原子炉格納施設</td> <td>構造</td> <td>ドライウエル サブプレッション・チェンバ</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">その他の主要な事項</td> <td>格納容器内ガス濃度制御系</td> </tr> <tr> <td>ドライウエル内ガス冷却装置</td> </tr> <tr> <td>格納容器冷却系</td> </tr> <tr> <td>原子炉建家</td> </tr> <tr> <td>原子炉建家常用換気系</td> </tr> <tr> <td>非常用ガス処理系</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">その他原子炉の附属施設</td> <td rowspan="3">非常用電源設備</td> <td>受電系統^{※1}</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機</td> </tr> <tr> <td>蓄電池</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な事項</td> <td>グラント蒸気発生器 サブプレッション・プール水貯蔵系^{※2}</td> </tr> </tbody> </table> <p style="color: red; font-size: small;">※1：当該施設のうち、一部が2号又は3号炉との共用施設 ※2：当該施設のうち、全てが2号又は3号炉との共用施設</p>	施設区分	設備等の区分	設備 (建家) 名称	放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	固定のエリア・モニタおよびプロセス・モニタ ^{※1}	分析用放射線測定装置 ^{※1}	携帯用および半固定放射線検出器 ^{※2}	放射線管理関係施設 ^{※2}	汚染管理関係施設 ^{※1}	試料分析関係施設 ^{※2}	屋外管理用の主要な設備	排気筒モニタ	排水モニタ ^{※1}	排水のサンプリング・モニタ ^{※1}	風向、風速計 ^{※1}	敷地内および敷地外固定モニタ ^{※1}	放射能観測車 ^{※1}	原子炉格納施設	構造	ドライウエル サブプレッション・チェンバ	その他の主要な事項	格納容器内ガス濃度制御系	ドライウエル内ガス冷却装置	格納容器冷却系	原子炉建家	原子炉建家常用換気系	非常用ガス処理系	その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	受電系統 ^{※1}	ディーゼル発電機	蓄電池	その他の主要な事項	グラント蒸気発生器 サブプレッション・プール水貯蔵系 ^{※2}	<p>・記載の適正化 (2～3号炉との共用施設のうち「一部」又は「全部」の施設が共用であることの明確化)</p>
施設区分	設備等の区分	設備 (建家) 名称																																																																									
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	固定のエリア・モニタおよびプロセス・モニタ [※]																																																																									
		分析用放射線測定装置 [※]																																																																									
		携帯用および半固定放射線検出器 [※]																																																																									
		放射線管理関係施設 [※]																																																																									
		汚染管理関係施設 [※]																																																																									
		試料分析関係施設 [※]																																																																									
		屋外管理用の主要な設備																																																																									
	排気筒モニタ																																																																										
	排水モニタ [※]																																																																										
	排水のサンプリング・モニタ [※]																																																																										
	風向、風速計 [※]																																																																										
	敷地内および敷地外固定モニタ [※]																																																																										
	放射能観測車 [※]																																																																										
原子炉格納施設	構造	ドライウエル サブプレッション・チェンバ																																																																									
	その他の主要な事項	格納容器内ガス濃度制御系																																																																									
		ドライウエル内ガス冷却装置																																																																									
		格納容器冷却系																																																																									
		原子炉建家																																																																									
		原子炉建家常用換気系																																																																									
		非常用ガス処理系																																																																									
その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	受電系統 [※]																																																																									
		ディーゼル発電機																																																																									
		蓄電池																																																																									
	その他の主要な事項	グラント蒸気発生器																																																																									
		サブプレッション・プール水貯蔵系 [※]																																																																									
施設区分	設備等の区分	設備 (建家) 名称																																																																									
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	固定のエリア・モニタおよびプロセス・モニタ ^{※1}																																																																									
		分析用放射線測定装置 ^{※1}																																																																									
		携帯用および半固定放射線検出器 ^{※2}																																																																									
		放射線管理関係施設 ^{※2}																																																																									
		汚染管理関係施設 ^{※1}																																																																									
		試料分析関係施設 ^{※2}																																																																									
		屋外管理用の主要な設備																																																																									
	排気筒モニタ																																																																										
	排水モニタ ^{※1}																																																																										
	排水のサンプリング・モニタ ^{※1}																																																																										
風向、風速計 ^{※1}																																																																											
敷地内および敷地外固定モニタ ^{※1}																																																																											
放射能観測車 ^{※1}																																																																											
原子炉格納施設	構造	ドライウエル サブプレッション・チェンバ																																																																									
	その他の主要な事項	格納容器内ガス濃度制御系																																																																									
		ドライウエル内ガス冷却装置																																																																									
		格納容器冷却系																																																																									
		原子炉建家																																																																									
		原子炉建家常用換気系																																																																									
		非常用ガス処理系																																																																									
その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	受電系統 ^{※1}																																																																									
		ディーゼル発電機																																																																									
		蓄電池																																																																									
	その他の主要な事項	グラント蒸気発生器 サブプレッション・プール水貯蔵系 ^{※2}																																																																									

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
11	四 第4-2図 廃止措置対象施設の管理区域全体図	 <p>第4-2図 廃止措置対象施設の管理区域全体図</p> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理区域 原子炉建屋 タービン建屋 制御建屋 燃料建屋 2次冷却水管理建屋 サービス建屋 補助ボイラー建屋 AUX.B.B H.B 海側監視区域 敷地境界 モニタリングポスト 	 <p>第4-2図 廃止措置対象施設の管理区域全体図</p> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理区域 原子炉建屋 タービン建屋 制御建屋 燃料建屋 2次冷却水管理建屋 サービス建屋 補助ボイラー建屋 AUX.B.B H.B 海側監視区域 敷地境界 モニタリングポスト 共用施設 共用炉 <p>注1. 2号炉の共用施設 注2. 2号炉の共用炉</p>	<p>・記載の適正化 (共用施設について共用炉の明確化)</p>

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

女川原子力発電所1号発電用原子炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
15	五 2. 廃止措置の 基本方針	<p>(5) 廃止措置期間中の保安活動及び品質保証に必要な事項は、女川原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）に定めて実施する。</p> <p>(6) 2号及び3号炉の運転に必要な施設（可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルートを含む。）の機能に影響を及ぼさないよう工事を実施する。また、2号及び3号炉を運転する上で廃止措置計画へ反映する内容が明確になった場合は、廃止措置計画に反映し変更の認可を受ける。</p> <p>(7) 解体撤去工事の実施に当たっては、隣接する2号炉への影響を防止するために、対象の機器・配管等の解体撤去が2号炉の必要な機能に影響を与えないことを確認した上で、工事を実施する。</p> <p>(8) 廃止措置対象施設のうち1号炉廃棄物処理建家内及び制御建家内に設置している2号炉との共用設備については、2号炉の必要な機能に影響を与えない措置を講じた上で、建家等解体撤去期間開始までに共用を取止め、1号炉廃棄物処理建家内及び制御建家内に解体対象施設以外は残存しないようにする。</p> <p>(9) 労働災害防止対策として、高所作業対策、石綿等有害物対策、感電防止対策、粉じん障害対策、酸欠防止対策、騒音防止対策等を講じる。</p>	<p>(5) 廃止措置期間中の保安活動及び品質保証に必要な事項は、女川原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）に定めて実施する。</p> <p>(6) 2号及び3号炉の運転に必要な施設（可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルートを含む。）の機能に影響を及ぼさないよう工事を実施する。また、2号及び3号炉を運転する上で廃止措置計画へ反映する内容が明確になった場合は、廃止措置計画に反映し変更の認可を受ける。</p> <p>(7) 解体撤去工事の実施に当たっては、隣接する2号炉への影響を防止するために、対象の機器・配管等の解体撤去が2号炉の必要な機能に影響を与えないことを確認した上で、工事を実施する。</p> <p>(8) 廃止措置対象施設のうち1号炉放射性廃棄物処理建家内及び制御建家内に設置している2号炉との共用設備については、2号炉の必要な機能に影響を与えない措置を講じた上で、建家等解体撤去期間開始までに共用を取止め、1号炉放射性廃棄物処理建家内及び制御建家内に解体対象施設以外は残存しないようにする。</p> <p>(9) 労働災害防止対策として、高所作業対策、石綿等有害物対策、感電防止対策、粉じん障害対策、酸欠防止対策、騒音防止対策等を講じる。</p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p>

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
22	五 第5-1図 解体対象施設 の配置図	<p>第5-1図 解体対象施設の配置図</p> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 解体対象施設 RB 原子炉建屋 TB タービン建屋 CB 制御建屋 RWB 放射性廃棄物処理建屋 SB サービス建屋 AUX.B 補助ボイラー建屋 H.B 海水熱交換器建屋 //// 周辺監視区域 --- 敷地境界 ◎ モニタリングポスト <p>※：2号又は3号炉との共用施設並びに放射性物質による汚染のないことが確認された地下建屋、地下構造物及び廃棄基礎を除くまで。</p>	<p>第5-1図 解体対象施設の配置図</p> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 解体対象施設 RB 原子炉建屋 TB タービン建屋 CB 制御建屋 RWB 放射性廃棄物処理建屋 SB サービス建屋 AUX.B 補助ボイラー建屋 H.B 海水熱交換器建屋 //// 周辺監視区域 --- 敷地境界 ◎ モニタリングポスト <p>※：2号及び3号炉との共用施設</p> <p>※1：2号又は3号炉との共用施設並びに放射性物質による汚染のないことが確認された地下建屋、地下構造物及び廃棄基礎を除くまで。</p> <p>※2：1号炉の放射性廃棄物処理建屋及び制御建屋内に設置している共用設備は、解体対象施設と見做さないが廃棄物処理建屋内面等については廃止しないとする。</p>	<p>理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化 (解体対象施設について、1号炉建家内に設置している2号炉との共用設備を含まない旨を明確化及び共用施設について共用号炉の明確化)

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

女川原子力発電所1号発電用原子炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
24	<p>六</p> <p>2. 核燃料物質の管理</p>	<p>2. 核燃料物質の管理</p> <p>1号炉の使用済燃料は、譲渡しまでの期間、1号炉原子炉建家内、2号炉原子炉建屋原子炉棟内又は3号炉原子炉建屋原子炉棟内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）で貯蔵する。</p> <p>なお、1号炉原子炉建家内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）に貯蔵している使用済燃料は、原子炉領域周辺設備解体撤去期間の開始までに、使用済燃料輸送容器を使用して、3号炉原子炉建屋原子炉棟内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）に搬出し、貯蔵する。</p>	<p>2. 核燃料物質の管理</p> <p>1号炉の使用済燃料は、譲渡しまでの期間、1号炉原子炉建家内、2号炉原子炉建屋原子炉棟内又は3号炉原子炉建屋原子炉棟内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）で貯蔵する。</p> <p>なお、1号炉原子炉建家内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）に貯蔵している使用済燃料は、原子炉領域周辺設備解体撤去期間の開始までに、使用済燃料輸送容器を使用して、<u>再処理事業者に譲り渡すか又は</u>3号炉原子炉建屋原子炉棟内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）に搬出し、貯蔵する。</p>	<p>・記載の具体化</p> <p>（女川1号炉使用済燃料プールから再処理事業者へ直接譲り渡すことも考慮していることを明確化）</p>

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																								
29	七 第7-1表 解体工事準備 期間における 汚染の除去方 法	<p style="text-align: center;">第7-1表 解体工事準備期間における汚染の除去方法</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">場所</th> <th style="width: 20%;">主要設備名称</th> <th style="width: 15%;">着手要件</th> <th style="width: 20%;">概要</th> <th style="width: 15%;">安全確保対策</th> <th style="width: 15%;">完了要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉 建家</td> <td>原子炉容器、冷却 材再循環系、原子 炉冷却材浄化系、 残留熱除去系等</td> <td>対象施設が供 用を終了して いること。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 除染の対象範囲は、原 子炉運転中の経路及び 実績を踏まえ、二次的 な汚染が多く残存して いると推定する範囲の うち、放射線業務従事 者の被ばくを低減する ため有効とされる範囲 を推定する。 除染方法としては、研 磨剤を使用するプラス ト法、ブラシ等による 研磨法等の機械的方法 により行う。また、除 染対象物の形状、汚染 の状況等を踏まえ、有 効と判断した場合に は、化学的方法による 除染を行う。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 除染の実施に当たっては、施設外への放射 性物質の漏えい及び拡散防止対策を行う。 外部被ばく低減のため、線量当量率を考慮 し、放射線遮蔽、遠隔操作装置の導入、立 入制限等を行う。 環境への放射性物質の放出抑制及び内部被 ばく防止のため、汚染レベルを考慮し、汚 染拡大防止囲い、局所フィルタ、局所排風 機等の設置、マスク等の防護具を用いる。 除染の実施に当たっては、目標線量を設定 し、実績線量と比較し改善策を検討する等 して、被ばく低減に努める。 線量当量率が著しく変動するおそれがある 場合は、作業中の線量当量率を監視する。 火災、爆発及び重量物の取扱いによる人為 事象に対する安全対策として、難燃性の資 材の使用、可燃性ガスを発生した場合の 管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の 使用等の措置を講じる。 事故発生時には、事故拡大防止等の応急措 置を講じるとともに、早期の復旧に努める。 </td> <td>除染の目標 を達成する こと。</td> </tr> </tbody> </table>	場所	主要設備名称	着手要件	概要	安全確保対策	完了要件	原子炉 建家	原子炉容器、冷却 材再循環系、原子 炉冷却材浄化系、 残留熱除去系等	対象施設が供 用を終了して いること。	<ul style="list-style-type: none"> 除染の対象範囲は、原 子炉運転中の経路及び 実績を踏まえ、二次的 な汚染が多く残存して いると推定する範囲の うち、放射線業務従事 者の被ばくを低減する ため有効とされる範囲 を推定する。 除染方法としては、研 磨剤を使用するプラス ト法、ブラシ等による 研磨法等の機械的方法 により行う。また、除 染対象物の形状、汚染 の状況等を踏まえ、有 効と判断した場合に は、化学的方法による 除染を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 除染の実施に当たっては、施設外への放射 性物質の漏えい及び拡散防止対策を行う。 外部被ばく低減のため、線量当量率を考慮 し、放射線遮蔽、遠隔操作装置の導入、立 入制限等を行う。 環境への放射性物質の放出抑制及び内部被 ばく防止のため、汚染レベルを考慮し、汚 染拡大防止囲い、局所フィルタ、局所排風 機等の設置、マスク等の防護具を用いる。 除染の実施に当たっては、目標線量を設定 し、実績線量と比較し改善策を検討する等 して、被ばく低減に努める。 線量当量率が著しく変動するおそれがある 場合は、作業中の線量当量率を監視する。 火災、爆発及び重量物の取扱いによる人為 事象に対する安全対策として、難燃性の資 材の使用、可燃性ガスを発生した場合の 管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の 使用等の措置を講じる。 事故発生時には、事故拡大防止等の応急措 置を講じるとともに、早期の復旧に努める。 	除染の目標 を達成する こと。	<p style="text-align: center;">第7-1表 解体工事準備期間における汚染の除去方法</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">場所</th> <th style="width: 20%;">主要設備名称</th> <th style="width: 15%;">着手要件</th> <th style="width: 20%;">概要</th> <th style="width: 15%;">安全確保対策</th> <th style="width: 15%;">完了要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉 建家</td> <td>原子炉冷却材浄 化系</td> <td>対象施設が供 用を終了して いること。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 除染の対象範囲は、原 子炉運転中の経路及び 実績を踏まえ、二次的 な汚染が多く残存して いると推定する範囲の うち、放射線業務従事 者の被ばくを低減する ため有効とされる範囲 を推定する。 除染方法としては、研 磨剤を使用するプラス ト法、ブラシ等による 研磨法等の機械的方法 により行う。また、除 染対象物の形状、汚染 の状況等を踏まえ、有 効と判断した場合に は、化学的方法による 除染を行う。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 除染の実施に当たっては、施設外への放射 性物質の漏えい及び拡散防止対策を行う。 外部被ばく低減のため、線量当量率を考慮 し、放射線遮蔽、遠隔操作装置の導入、立 入制限等を行う。 環境への放射性物質の放出抑制及び内部被 ばく防止のため、汚染レベルを考慮し、汚 染拡大防止囲い、局所フィルタ、局所排風 機等の設置、マスク等の防護具を用いる。 除染の実施に当たっては、目標線量を設定 し、実績線量と比較し改善策を検討する等 して、被ばく低減に努める。 線量当量率が著しく変動するおそれがある 場合は、作業中の線量当量率を監視する。 火災、爆発及び重量物の取扱いによる人為 事象に対する安全対策として、難燃性の資 材の使用、可燃性ガスを発生した場合の 管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の 使用等の措置を講じる。 事故発生時には、事故拡大防止等の応急措 置を講じるとともに、早期の復旧に努める。 </td> <td>除染の目標 を達成する こと。</td> </tr> </tbody> </table>	場所	主要設備名称	着手要件	概要	安全確保対策	完了要件	原子炉 建家	原子炉冷却材浄 化系	対象施設が供 用を終了して いること。	<ul style="list-style-type: none"> 除染の対象範囲は、原 子炉運転中の経路及び 実績を踏まえ、二次的 な汚染が多く残存して いると推定する範囲の うち、放射線業務従事 者の被ばくを低減する ため有効とされる範囲 を推定する。 除染方法としては、研 磨剤を使用するプラス ト法、ブラシ等による 研磨法等の機械的方法 により行う。また、除 染対象物の形状、汚染 の状況等を踏まえ、有 効と判断した場合に は、化学的方法による 除染を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 除染の実施に当たっては、施設外への放射 性物質の漏えい及び拡散防止対策を行う。 外部被ばく低減のため、線量当量率を考慮 し、放射線遮蔽、遠隔操作装置の導入、立 入制限等を行う。 環境への放射性物質の放出抑制及び内部被 ばく防止のため、汚染レベルを考慮し、汚 染拡大防止囲い、局所フィルタ、局所排風 機等の設置、マスク等の防護具を用いる。 除染の実施に当たっては、目標線量を設定 し、実績線量と比較し改善策を検討する等 して、被ばく低減に努める。 線量当量率が著しく変動するおそれがある 場合は、作業中の線量当量率を監視する。 火災、爆発及び重量物の取扱いによる人為 事象に対する安全対策として、難燃性の資 材の使用、可燃性ガスを発生した場合の 管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の 使用等の措置を講じる。 事故発生時には、事故拡大防止等の応急措 置を講じるとともに、早期の復旧に努める。 	除染の目標 を達成する こと。	<p>・記載の適正化</p>
場所	主要設備名称	着手要件	概要	安全確保対策	完了要件																							
原子炉 建家	原子炉容器、冷却 材再循環系、原子 炉冷却材浄化系、 残留熱除去系等	対象施設が供 用を終了して いること。	<ul style="list-style-type: none"> 除染の対象範囲は、原 子炉運転中の経路及び 実績を踏まえ、二次的 な汚染が多く残存して いると推定する範囲の うち、放射線業務従事 者の被ばくを低減する ため有効とされる範囲 を推定する。 除染方法としては、研 磨剤を使用するプラス ト法、ブラシ等による 研磨法等の機械的方法 により行う。また、除 染対象物の形状、汚染 の状況等を踏まえ、有 効と判断した場合に は、化学的方法による 除染を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 除染の実施に当たっては、施設外への放射 性物質の漏えい及び拡散防止対策を行う。 外部被ばく低減のため、線量当量率を考慮 し、放射線遮蔽、遠隔操作装置の導入、立 入制限等を行う。 環境への放射性物質の放出抑制及び内部被 ばく防止のため、汚染レベルを考慮し、汚 染拡大防止囲い、局所フィルタ、局所排風 機等の設置、マスク等の防護具を用いる。 除染の実施に当たっては、目標線量を設定 し、実績線量と比較し改善策を検討する等 して、被ばく低減に努める。 線量当量率が著しく変動するおそれがある 場合は、作業中の線量当量率を監視する。 火災、爆発及び重量物の取扱いによる人為 事象に対する安全対策として、難燃性の資 材の使用、可燃性ガスを発生した場合の 管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の 使用等の措置を講じる。 事故発生時には、事故拡大防止等の応急措 置を講じるとともに、早期の復旧に努める。 	除染の目標 を達成する こと。																							
場所	主要設備名称	着手要件	概要	安全確保対策	完了要件																							
原子炉 建家	原子炉冷却材浄 化系	対象施設が供 用を終了して いること。	<ul style="list-style-type: none"> 除染の対象範囲は、原 子炉運転中の経路及び 実績を踏まえ、二次的 な汚染が多く残存して いると推定する範囲の うち、放射線業務従事 者の被ばくを低減する ため有効とされる範囲 を推定する。 除染方法としては、研 磨剤を使用するプラス ト法、ブラシ等による 研磨法等の機械的方法 により行う。また、除 染対象物の形状、汚染 の状況等を踏まえ、有 効と判断した場合に は、化学的方法による 除染を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 除染の実施に当たっては、施設外への放射 性物質の漏えい及び拡散防止対策を行う。 外部被ばく低減のため、線量当量率を考慮 し、放射線遮蔽、遠隔操作装置の導入、立 入制限等を行う。 環境への放射性物質の放出抑制及び内部被 ばく防止のため、汚染レベルを考慮し、汚 染拡大防止囲い、局所フィルタ、局所排風 機等の設置、マスク等の防護具を用いる。 除染の実施に当たっては、目標線量を設定 し、実績線量と比較し改善策を検討する等 して、被ばく低減に努める。 線量当量率が著しく変動するおそれがある 場合は、作業中の線量当量率を監視する。 火災、爆発及び重量物の取扱いによる人為 事象に対する安全対策として、難燃性の資 材の使用、可燃性ガスを発生した場合の 管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の 使用等の措置を講じる。 事故発生時には、事故拡大防止等の応急措 置を講じるとともに、早期の復旧に努める。 	除染の目標 を達成する こと。																							

(注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

女川原子力発電所1号発電用原子炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
32	八 1. 放射性気体廃棄物の廃棄	<p><u>また</u>、放射性気体廃棄物の放出に際しては、排気筒等において放射性物質濃度の測定等を行い、排気中の放射性物質の濃度が「線量限度等を定める告示」に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにするとともに、放射性気体廃棄物の年間放出量から、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」（以下「線量目標値に関する指針」という。）に基づき、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を第8-1表のとおり設定し、これを超えないように努める。</p> <p>放射性気体廃棄物の管理に係る必要な措置を保安規定に定めて管理する。</p> <p>(2) 原子炉領域周辺設備解体撤去期間以降</p> <p>原子炉領域周辺設備解体撤去期間以降に発生する放射性気体廃棄物の管理方法は、解体工事準備期間に行う汚染状況の調査結果を踏まえ、原子炉領域周辺設備解体撤去期間に入るまでに廃止措置計画の変更の認可を受ける。</p>	<p>放射性気体廃棄物の放出に際しては、排気筒等において放射性物質濃度の測定等を行い、排気中の放射性物質の濃度が「線量限度等を定める告示」に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにするとともに、放射性気体廃棄物の年間放出量から、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」（以下「線量目標値に関する指針」という。）に基づき、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を第8-1表のとおり設定し、これを超えないように努める。<u>また、周辺環境に対する放射線モニタリングについても原子炉運転中と同様に行う。</u></p> <p>放射性気体廃棄物の管理に係る必要な措置を保安規定に定めて管理する。</p> <p>(2) 原子炉領域周辺設備解体撤去期間以降</p> <p><u>原子炉領域周辺設備解体撤去期間以降においては、管理区域内設備の解体撤去の状況に応じて、処理に必要な放射性廃棄物処理機能や放出管理機能を維持しながら管理放出する。</u></p> <p><u>なお</u>、原子炉領域周辺設備解体撤去期間以降に発生する放射性気体廃棄物の管理方法は、解体工事準備期間に行う汚染状況の調査結果を踏まえ、原子炉領域周辺設備解体撤去期間に入るまでに廃止措置計画の変更の認可を受ける。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化 ・記載の適正化 (運転中と同様に放射線モニタリングすることを明確化) ・記載の適正化 (「原子炉領域周辺設備解体撤去期間」以降も放射性廃棄物処理機能や放出管理機能を維持しながら管理放出することを明確化)

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

女川原子力発電所1号発電用原子炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
34	八 2. 放射性液体廃棄物の廃棄	<p>2.3 放射性液体廃棄物の管理方法</p> <p>(1) 解体工事準備期間</p> <p>解体工事準備期間は、放射性液体廃棄物を適切に処理するために、放出量を合理的に達成できる限り低くするとともに、放射性廃棄物処理機能、放出管理機能等の必要な機能を有する設備を維持管理する。</p> <p><u>また</u>、放射性液体廃棄物の放出に際しては、放出前のサンプルタンク等において放射性物質濃度の測定等を行い、排水中の放射性物質濃度が、「線量限度等を定める告示」に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにするとともに、放射性液体廃棄物の年間放出量から、「線量目標値に関する指針」に基づき、放射性液体廃棄物の放出管理目標値を第8-2表のとおり設定し、これを超えないように努める。</p> <p>放射性液体廃棄物の管理に係る必要な措置を保安規定に定めて管理する。</p> <p>(2) 原子炉領域周辺設備解体撤去期間以降</p> <p>原子炉領域周辺設備解体撤去期間以降に発生する放射性液体廃棄物の管理方法は、解体工事準備期間に行う汚染状況の調査結果を踏まえ、原子炉領域周辺設備解体撤去期間に入るまでに廃止措置計画の変更の認可を受ける。</p>	<p>2.3 放射性液体廃棄物の管理方法</p> <p>(1) 解体工事準備期間</p> <p>解体工事準備期間は、放射性液体廃棄物を適切に処理するために、放出量を合理的に達成できる限り低くするとともに、放射性廃棄物処理機能、放出管理機能等の必要な機能を有する設備を維持管理する。</p> <p>放射性液体廃棄物の放出に際しては、放出前のサンプルタンク等において放射性物質濃度の測定等を行い、排水中の放射性物質濃度が、「線量限度等を定める告示」に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにするとともに、放射性液体廃棄物の年間放出量から、「線量目標値に関する指針」に基づき、放射性液体廃棄物の放出管理目標値を第8-2表のとおり設定し、これを超えないように努める。<u>また、排水中の放射性物質の濃度は、排水モニタによって監視する。</u></p> <p>放射性液体廃棄物の管理に係る必要な措置を保安規定に定めて管理する。</p> <p>(2) 原子炉領域周辺設備解体撤去期間以降</p> <p><u>原子炉領域周辺設備解体撤去期間以降においては、管理区域内設備の解体撤去の状況に応じて、処理に必要な放射性廃棄物処理機能や放出管理機能を維持しながら管理放出する。</u></p> <p><u>なお</u>、原子炉領域周辺設備解体撤去期間以降に発生する放射性液体廃棄物の管理方法は、解体工事準備期間に行う汚染状況の調査結果を踏まえ、原子炉領域周辺設備解体撤去期間に入るまでに廃止措置計画の変更の認可を受ける。</p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化 (運転中と同様に排水モニタにより監視することを明確化)</p> <p>・記載の適正化 (「原子炉領域周辺設備解体撤去期間」以降も放射性廃棄物処理機能や放出管理機能を維持しながら管理放出することを明確化)</p>

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

女川原子力発電所1号発電用原子炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
3-8	添付書類三 2. 被ばく評価	<p>2.2.1 解体工事準備期間</p> <p>(1) 放射性気体廃棄物の放出による被ばく</p> <p>解体工事準備期間における環境への放射性物質の放出に伴い周辺公衆が受ける被ばく線量は、「線量目標値に関する指針」,「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針」(以下「線量目標値に対する評価指針」という。),「発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について」(以下「一般公衆線量評価」という。)及び「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」(以下「気象指針」という。)に準拠し、「原子炉設置許可申請書 添付書類九」における放射性気体廃棄物による被ばく線量評価方法を基本として評価する。</p> <p>なお、評価に使用する気象条件は、現地における2012年1月から2012年12月までの観測による実測値を使用する。</p>	<p>2.2.1 解体工事準備期間</p> <p>(1) 放射性気体廃棄物の放出による被ばく</p> <p>解体工事準備期間における環境への放射性物質の放出に伴い周辺公衆が受ける被ばく線量は、「線量目標値に関する指針」,「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針」(以下「線量目標値に対する評価指針」という。),「発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について」(以下「一般公衆線量評価」という。)及び「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」(以下「気象指針」という。)に準拠し、「原子炉設置許可申請書 添付書類九」における放射性気体廃棄物による被ばく線量評価方法を基本として評価する。</p> <p>なお、評価に使用する気象条件は、現地における2012年1月から2012年12月までの観測による実測値を使用する。<u>また、評価に使用する気象データは近年の気象データによる異常年検定を行い、異常がないことを確認している。</u></p>	<p>・記載の適正化 (気象データの異常年検定による結果を明確化)</p>

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

女川原子力発電所1号発電用原子炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																																																																																
3-21	添付書類三 第3.2-1表 解体工事準備 期間における 放射性気体廃 棄物の年間放 出量	<p>第3.2-1表 解体工事準備期間における放射性気体廃棄物の年間放出量 (単位: Bq/y)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>核種</th> <th>1号炉</th> <th>2号炉[※]</th> <th>3号炉[※]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>Kr-90</td><td><u>N.D.</u></td><td>6.3×10^{-3}</td><td>6.3×10^{-3}</td></tr> <tr><td>Xe-139</td><td><u>N.D.</u></td><td>7.2×10^0</td><td>7.2×10^0</td></tr> <tr><td>Kr-89</td><td><u>N.D.</u></td><td>2.6×10^{11}</td><td>2.6×10^{11}</td></tr> <tr><td>Xe-137</td><td><u>N.D.</u></td><td>9.6×10^{11}</td><td>9.6×10^{11}</td></tr> <tr><td>Xe-135m</td><td><u>N.D.</u></td><td>1.3×10^{13}</td><td>1.3×10^{13}</td></tr> <tr><td>Xe-138</td><td><u>N.D.</u></td><td>3.1×10^{13}</td><td>3.1×10^{13}</td></tr> <tr><td>Kr-87</td><td><u>N.D.</u></td><td>2.1×10^{13}</td><td>2.1×10^{13}</td></tr> <tr><td>Kr-83m</td><td><u>N.D.</u></td><td>4.5×10^{12}</td><td>4.5×10^{12}</td></tr> <tr><td>Kr-88</td><td><u>N.D.</u></td><td>7.5×10^{13}</td><td>7.5×10^{13}</td></tr> <tr><td>Kr-85m</td><td><u>N.D.</u></td><td>1.5×10^{14}</td><td>1.5×10^{14}</td></tr> <tr><td>Xe-135</td><td><u>N.D.</u></td><td>7.4×10^{13}</td><td>7.4×10^{13}</td></tr> <tr><td>Xe-133m</td><td><u>N.D.</u></td><td>1.7×10^{12}</td><td>1.7×10^{12}</td></tr> <tr><td>Xe-133</td><td><u>N.D.</u></td><td>7.6×10^{14}</td><td>7.6×10^{14}</td></tr> <tr><td>Xe-131m</td><td><u>N.D.</u></td><td>1.2×10^{13}</td><td>1.2×10^{13}</td></tr> <tr><td>Kr-85</td><td><u>N.D.</u></td><td>2.4×10^{13}</td><td>2.4×10^{13}</td></tr> <tr><td>放出量合計</td><td><u>N.D.</u></td><td>1.2×10^{15}</td><td>1.2×10^{15}</td></tr> <tr><td>希ガス</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>I-131</td><td><u>N.D.</u></td><td>2.0×10^{10}</td><td>2.0×10^{10}</td></tr> <tr><td>I-133</td><td><u>N.D.</u></td><td>3.4×10^{10}</td><td>3.4×10^{10}</td></tr> </tbody> </table> <p>※: 2号及び3号炉から放出される希ガス及びよう素の年間放出量は「原子炉設置許可申請書 添付書類九」の値を示す。</p>	核種	1号炉	2号炉 [※]	3号炉 [※]	Kr-90	<u>N.D.</u>	6.3×10^{-3}	6.3×10^{-3}	Xe-139	<u>N.D.</u>	7.2×10^0	7.2×10^0	Kr-89	<u>N.D.</u>	2.6×10^{11}	2.6×10^{11}	Xe-137	<u>N.D.</u>	9.6×10^{11}	9.6×10^{11}	Xe-135m	<u>N.D.</u>	1.3×10^{13}	1.3×10^{13}	Xe-138	<u>N.D.</u>	3.1×10^{13}	3.1×10^{13}	Kr-87	<u>N.D.</u>	2.1×10^{13}	2.1×10^{13}	Kr-83m	<u>N.D.</u>	4.5×10^{12}	4.5×10^{12}	Kr-88	<u>N.D.</u>	7.5×10^{13}	7.5×10^{13}	Kr-85m	<u>N.D.</u>	1.5×10^{14}	1.5×10^{14}	Xe-135	<u>N.D.</u>	7.4×10^{13}	7.4×10^{13}	Xe-133m	<u>N.D.</u>	1.7×10^{12}	1.7×10^{12}	Xe-133	<u>N.D.</u>	7.6×10^{14}	7.6×10^{14}	Xe-131m	<u>N.D.</u>	1.2×10^{13}	1.2×10^{13}	Kr-85	<u>N.D.</u>	2.4×10^{13}	2.4×10^{13}	放出量合計	<u>N.D.</u>	1.2×10^{15}	1.2×10^{15}	希ガス				I-131	<u>N.D.</u>	2.0×10^{10}	2.0×10^{10}	I-133	<u>N.D.</u>	3.4×10^{10}	3.4×10^{10}	<p>第3.2-1表 解体工事準備期間における放射性気体廃棄物の年間放出量 (単位: Bq/y)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>核種</th> <th>1号炉</th> <th>2号炉[※]</th> <th>3号炉[※]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>Kr-90</td><td><u>0</u></td><td>6.3×10^{-3}</td><td>6.3×10^{-3}</td></tr> <tr><td>Xe-139</td><td><u>0</u></td><td>7.2×10^0</td><td>7.2×10^0</td></tr> <tr><td>Kr-89</td><td><u>0</u></td><td>2.6×10^{11}</td><td>2.6×10^{11}</td></tr> <tr><td>Xe-137</td><td><u>0</u></td><td>9.6×10^{11}</td><td>9.6×10^{11}</td></tr> <tr><td>Xe-135m</td><td><u>0</u></td><td>1.3×10^{13}</td><td>1.3×10^{13}</td></tr> <tr><td>Xe-138</td><td><u>0</u></td><td>3.1×10^{13}</td><td>3.1×10^{13}</td></tr> <tr><td>Kr-87</td><td><u>0</u></td><td>2.1×10^{13}</td><td>2.1×10^{13}</td></tr> <tr><td>Kr-83m</td><td><u>0</u></td><td>4.5×10^{12}</td><td>4.5×10^{12}</td></tr> <tr><td>Kr-88</td><td><u>0</u></td><td>7.5×10^{13}</td><td>7.5×10^{13}</td></tr> <tr><td>Kr-85m</td><td><u>0</u></td><td>1.5×10^{14}</td><td>1.5×10^{14}</td></tr> <tr><td>Xe-135</td><td><u>0</u></td><td>7.4×10^{13}</td><td>7.4×10^{13}</td></tr> <tr><td>Xe-133m</td><td><u>0</u></td><td>1.7×10^{12}</td><td>1.7×10^{12}</td></tr> <tr><td>Xe-133</td><td><u>0</u></td><td>7.6×10^{14}</td><td>7.6×10^{14}</td></tr> <tr><td>Xe-131m</td><td><u>0</u></td><td>1.2×10^{13}</td><td>1.2×10^{13}</td></tr> <tr><td>Kr-85</td><td><u>0</u></td><td>2.4×10^{13}</td><td>2.4×10^{13}</td></tr> <tr><td>放出量合計</td><td><u>0</u></td><td>1.2×10^{15}</td><td>1.2×10^{15}</td></tr> <tr><td>希ガス</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>I-131</td><td><u>0</u></td><td>2.0×10^{10}</td><td>2.0×10^{10}</td></tr> <tr><td>I-133</td><td><u>0</u></td><td>3.4×10^{10}</td><td>3.4×10^{10}</td></tr> </tbody> </table> <p>※: 2号及び3号炉から放出される希ガス及びよう素の年間放出量は「原子炉設置許可申請書 添付書類九」の値を示す。</p>	核種	1号炉	2号炉 [※]	3号炉 [※]	Kr-90	<u>0</u>	6.3×10^{-3}	6.3×10^{-3}	Xe-139	<u>0</u>	7.2×10^0	7.2×10^0	Kr-89	<u>0</u>	2.6×10^{11}	2.6×10^{11}	Xe-137	<u>0</u>	9.6×10^{11}	9.6×10^{11}	Xe-135m	<u>0</u>	1.3×10^{13}	1.3×10^{13}	Xe-138	<u>0</u>	3.1×10^{13}	3.1×10^{13}	Kr-87	<u>0</u>	2.1×10^{13}	2.1×10^{13}	Kr-83m	<u>0</u>	4.5×10^{12}	4.5×10^{12}	Kr-88	<u>0</u>	7.5×10^{13}	7.5×10^{13}	Kr-85m	<u>0</u>	1.5×10^{14}	1.5×10^{14}	Xe-135	<u>0</u>	7.4×10^{13}	7.4×10^{13}	Xe-133m	<u>0</u>	1.7×10^{12}	1.7×10^{12}	Xe-133	<u>0</u>	7.6×10^{14}	7.6×10^{14}	Xe-131m	<u>0</u>	1.2×10^{13}	1.2×10^{13}	Kr-85	<u>0</u>	2.4×10^{13}	2.4×10^{13}	放出量合計	<u>0</u>	1.2×10^{15}	1.2×10^{15}	希ガス				I-131	<u>0</u>	2.0×10^{10}	2.0×10^{10}	I-133	<u>0</u>	3.4×10^{10}	3.4×10^{10}	・記載の適正化
核種	1号炉	2号炉 [※]	3号炉 [※]																																																																																																																																																																	
Kr-90	<u>N.D.</u>	6.3×10^{-3}	6.3×10^{-3}																																																																																																																																																																	
Xe-139	<u>N.D.</u>	7.2×10^0	7.2×10^0																																																																																																																																																																	
Kr-89	<u>N.D.</u>	2.6×10^{11}	2.6×10^{11}																																																																																																																																																																	
Xe-137	<u>N.D.</u>	9.6×10^{11}	9.6×10^{11}																																																																																																																																																																	
Xe-135m	<u>N.D.</u>	1.3×10^{13}	1.3×10^{13}																																																																																																																																																																	
Xe-138	<u>N.D.</u>	3.1×10^{13}	3.1×10^{13}																																																																																																																																																																	
Kr-87	<u>N.D.</u>	2.1×10^{13}	2.1×10^{13}																																																																																																																																																																	
Kr-83m	<u>N.D.</u>	4.5×10^{12}	4.5×10^{12}																																																																																																																																																																	
Kr-88	<u>N.D.</u>	7.5×10^{13}	7.5×10^{13}																																																																																																																																																																	
Kr-85m	<u>N.D.</u>	1.5×10^{14}	1.5×10^{14}																																																																																																																																																																	
Xe-135	<u>N.D.</u>	7.4×10^{13}	7.4×10^{13}																																																																																																																																																																	
Xe-133m	<u>N.D.</u>	1.7×10^{12}	1.7×10^{12}																																																																																																																																																																	
Xe-133	<u>N.D.</u>	7.6×10^{14}	7.6×10^{14}																																																																																																																																																																	
Xe-131m	<u>N.D.</u>	1.2×10^{13}	1.2×10^{13}																																																																																																																																																																	
Kr-85	<u>N.D.</u>	2.4×10^{13}	2.4×10^{13}																																																																																																																																																																	
放出量合計	<u>N.D.</u>	1.2×10^{15}	1.2×10^{15}																																																																																																																																																																	
希ガス																																																																																																																																																																				
I-131	<u>N.D.</u>	2.0×10^{10}	2.0×10^{10}																																																																																																																																																																	
I-133	<u>N.D.</u>	3.4×10^{10}	3.4×10^{10}																																																																																																																																																																	
核種	1号炉	2号炉 [※]	3号炉 [※]																																																																																																																																																																	
Kr-90	<u>0</u>	6.3×10^{-3}	6.3×10^{-3}																																																																																																																																																																	
Xe-139	<u>0</u>	7.2×10^0	7.2×10^0																																																																																																																																																																	
Kr-89	<u>0</u>	2.6×10^{11}	2.6×10^{11}																																																																																																																																																																	
Xe-137	<u>0</u>	9.6×10^{11}	9.6×10^{11}																																																																																																																																																																	
Xe-135m	<u>0</u>	1.3×10^{13}	1.3×10^{13}																																																																																																																																																																	
Xe-138	<u>0</u>	3.1×10^{13}	3.1×10^{13}																																																																																																																																																																	
Kr-87	<u>0</u>	2.1×10^{13}	2.1×10^{13}																																																																																																																																																																	
Kr-83m	<u>0</u>	4.5×10^{12}	4.5×10^{12}																																																																																																																																																																	
Kr-88	<u>0</u>	7.5×10^{13}	7.5×10^{13}																																																																																																																																																																	
Kr-85m	<u>0</u>	1.5×10^{14}	1.5×10^{14}																																																																																																																																																																	
Xe-135	<u>0</u>	7.4×10^{13}	7.4×10^{13}																																																																																																																																																																	
Xe-133m	<u>0</u>	1.7×10^{12}	1.7×10^{12}																																																																																																																																																																	
Xe-133	<u>0</u>	7.6×10^{14}	7.6×10^{14}																																																																																																																																																																	
Xe-131m	<u>0</u>	1.2×10^{13}	1.2×10^{13}																																																																																																																																																																	
Kr-85	<u>0</u>	2.4×10^{13}	2.4×10^{13}																																																																																																																																																																	
放出量合計	<u>0</u>	1.2×10^{15}	1.2×10^{15}																																																																																																																																																																	
希ガス																																																																																																																																																																				
I-131	<u>0</u>	2.0×10^{10}	2.0×10^{10}																																																																																																																																																																	
I-133	<u>0</u>	3.4×10^{10}	3.4×10^{10}																																																																																																																																																																	

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

女川原子力発電所1号発電用原子炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
4-1	添付書類四 1. 解体工事準備期間の事故時における周辺公衆の受ける線量評価	1.1 事故の想定 1号炉における炉心からの燃料の取出しは既に完了しており、炉心への燃料の再装荷を不可とする措置を講じること、解体工事準備期間は、「六 核燃料物質の管理及び譲渡し」に記載のとおり、使用済燃料を貯蔵していること、原子炉の運転を停止してから長期間が経過していること、1号炉内において放射性物質によって汚染された区域の解体撤去工事を行わないこと、「添付書類六 廃止措置期間中に機能を維持すべき発電用原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書」に示すとおり、安全確保上必要な機能を有する設備を維持管理することから、原子炉運転中の施設定期検査時と同等の状態が継続する。 したがって、解体工事準備期間における過失、機械又は装置の故障、 <u>地震、火災等の起回事象により想定される事故</u> としては、「 <u>原子炉設置許可申請書 添付書類十</u> 」において評価している事故事象から、「 <u>燃料集合体の落下</u> 」を <u>選定</u> する。 また、想定を超える自然災害等については、「添付書類六 廃止措置期間中に機能を維持すべき発電用原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書」に示すとおり、使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）から冷却水が大量に漏えいし、使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）の冷却機能が喪失する事象における影響を確認している。	1.1 事故の想定 1号炉における炉心からの燃料の取出しは既に完了しており、炉心への燃料の再装荷を不可とする措置を講じること、解体工事準備期間は、「六 核燃料物質の管理及び譲渡し」に記載のとおり、使用済燃料を貯蔵していること、原子炉の運転を停止してから長期間が経過していること、1号炉内において放射性物質によって汚染された区域の解体撤去工事を行わないこと、「添付書類六 廃止措置期間中に機能を維持すべき発電用原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書」に示すとおり、安全確保上必要な機能を有する設備を維持管理することから、原子炉運転中の施設定期検査時と同等の状態が継続する。 したがって、解体工事準備期間における過失、機械又は装置の故障 <u>により</u> <u>想定する事故</u> 、また、 <u>原子炉運転中と同様に想定される地震、火災等により想定する事故は</u> 、 <u>原子炉運転中の施設定期検査時の想定と同様であることから</u> 、 <u>解体工事準備期間に想定すべき事故として</u> 、「 <u>原子炉設置許可申請書 添付書類十</u> 」に示す事故のうち、 <u>環境への放射性物質の異常な放出事象の「燃料集合体の落下」とする</u> 。 また、想定を超える自然災害等については、「添付書類六 廃止措置期間中に機能を維持すべき発電用原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書」に示すとおり、使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）から冷却水が大量に漏えいし、使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）の冷却機能が喪失する事象における影響を確認している。	・記載の適正化 （想定事故について、設置許可申請書添付書類十を参考に選定したことを明確化）

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

女川原子力発電所1号発電用原子炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6-1	添付書類六 1. 概要	<p>1. 概要</p> <p>廃止措置期間中に機能を維持すべき設備等（以下「維持管理対象設備」という。）は、「五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法」に基づき、周辺公衆及び放射線業務従事者の被ばくの低減を図るとともに、使用済燃料の貯蔵のための管理、汚染の除去工事、解体撤去工事及び核燃料物質によって汚染された物の廃棄等の各種作業の実施に対する安全の確保のために、必要な期間中において、必要な機能及び必要な機能に係る運転中と同等の性能を維持管理する。</p> <p><u>これら維持管理対象設備の機能及び性能については、定期的に点検等で確認していく。</u></p> <p><u>なお、維持管理対象設備の維持管理に関しては、保安規定に管理の方法を定めて、これに基づき実施する。</u></p>	<p>1. 概要</p> <p>廃止措置期間中に機能を維持すべき設備等（以下「維持管理対象設備」という。）は、「五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法」に基づき、周辺公衆及び放射線業務従事者の被ばくの低減を図るとともに、使用済燃料の貯蔵のための管理、汚染の除去工事、解体撤去工事及び核燃料物質によって汚染された物の廃棄等の各種作業の実施に対する安全の確保のために、必要な期間中において、必要な機能及び必要な機能に係る運転中と同等の性能を維持管理する。</p>	<p>・記載の適正化 （文書構成の見直し）</p>

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

女川原子力発電所1号発電用原子炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6-3	添付書類六 2. 維持管理に関する内容	<p>h. 管理区域の区分，立入制限及び保安のために必要な措置を講じる。</p> <p>i. 維持管理を行う放射線管理施設を用いて，発電用原子炉施設からの放出管理に係る放射線モニタリング及び周辺環境に対する放射線モニタリングを行う。</p> <p>j. 発電用原子炉施設への第三者の不法な接近を防止する措置を講じる。</p> <p>k. 消火装置については，必要な機能及び性能を維持管理するとともに，火災防護のために必要な措置を講じる。</p> <p>(2) 原子炉領域周辺設備解体撤去期間以降 原子炉領域周辺設備解体撤去期間以降については，原子炉領域周辺設備解体撤去期間に入るまでに廃止措置計画の変更の認可を受ける。</p> <p>(3) その他 解体対象施設を活用し，廃止措置に必要な項目以外の調査・研究等で，例えば解体対象施設から試料採取等を実施する場合は，事前に廃止措置対象施設の保安のために必要な維持すべき機能等に影響を与えないことを確認した上で実施する。</p>	<p>h. 管理区域の区分，立入制限及び保安のために必要な措置を講じる。</p> <p>i. 維持管理を行う放射線管理施設を用いて，発電用原子炉施設からの放出管理に係る放射線モニタリング及び周辺環境に対する放射線モニタリングを行う。</p> <p>j. 発電用原子炉施設への第三者の不法な接近を防止する措置を講じる。</p> <p>k. 消火装置については，必要な機能及び性能を維持管理するとともに，火災防護のために必要な措置を講じる。</p> <p><u>1. 維持管理対象設備については，必要な期間中，必要な機能が維持できるよう，適切な頻度で点検，検査及び校正を行うよう保安規定に管理の方法を定めて，これに基づき実施する。</u></p> <p>(2) 原子炉領域周辺設備解体撤去期間以降 原子炉領域周辺設備解体撤去期間以降については，<u>解体工事準備期間に検討する解体撤去の手順及び工法を踏まえ，解体撤去の状況に応じた維持管理対象設備，維持機能及び性能並びに維持期間を定め</u>，原子炉領域周辺設備解体撤去期間に入るまでに廃止措置計画の変更の認可を受ける。</p> <p>(3) その他 解体対象施設を活用し，廃止措置に必要な項目以外の調査・研究等で，例えば解体対象施設から試料採取等を実施する場合は，事前に廃止措置対象施設の保安のために必要な維持すべき機能等に影響を与えないことを確認した上で実施する。</p>	<p>・記載の適正化 (維持管理対象設備の「検査・校正」の実施に関する記載の明確化)</p> <p>・記載の明確化 (解体撤去の状況に応じた維持管理対象設備の維持機能等を定めることの記載を追加)</p>

注) 下線は補正箇所を示すものであり，補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																														
6-5	添付書類六 第6.2-1表 維持管理対象 設備の維持台 数、維持機能 及び維持期間	<p style="text-align: center;">第6.2-1表 維持管理対象設備の維持台数、維持機能及び維持期間 (2/6)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建家)名称^{*1}</th> <th>維持台数^{*2}</th> <th>維持機能</th> <th>維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">核燃料物質 の取扱施設 及び貯蔵施 設</td> <td rowspan="2">核燃料物質貯 蔵設備</td> <td>使用済燃料プール(貯蔵ラッ ク並びに使用済燃料プール 水位及び使用済燃料プール 水の漏えいを監視する設備 を含む。)</td> <td>1式</td> <td>臨界防止機能 放射線遮蔽機能 水位監視機能 漏えい監視機能</td> <td rowspan="2">1号炉に貯蔵 済燃料の搬出 が完了するま で</td> </tr> <tr> <td>ろ過脱塩装置 ポンプ 熱交換器 復水貯蔵タン ク(補給水ラ インを含む。)</td> <td>1基 1台 1基 1基</td> <td>冷却浄化機能 使用済燃料プー ル 水補給機能</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：2号又は3号炉との共用設備は、2号又は3号炉の設備としての保守管理を実施するため、維持管理の対象から除く。 ※2：維持台数以上の台数を供用する場合、施設定期検査の対象設備は、供用する台数全てについて施設定期検査を受検する。</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称 ^{*1}	維持台数 ^{*2}	維持機能	維持期間	核燃料物質 の取扱施設 及び貯蔵施 設	核燃料物質貯 蔵設備	使用済燃料プール(貯蔵ラッ ク並びに使用済燃料プール 水位及び使用済燃料プール 水の漏えいを監視する設備 を含む。)	1式	臨界防止機能 放射線遮蔽機能 水位監視機能 漏えい監視機能	1号炉に貯蔵 済燃料の搬出 が完了するま で	ろ過脱塩装置 ポンプ 熱交換器 復水貯蔵タン ク(補給水ラ インを含む。)	1基 1台 1基 1基	冷却浄化機能 使用済燃料プー ル 水補給機能	<p style="text-align: center;">第6.2-1表 維持管理対象設備の維持台数、維持機能及び維持期間 (2/6)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建家)名称^{*1}</th> <th>維持台数^{*2}</th> <th>維持機能</th> <th>維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">核燃料物質 の取扱施設 及び貯蔵施 設</td> <td rowspan="2">核燃料物質貯 蔵設備</td> <td>使用済燃料プール(貯蔵ラッ ク並びに使用済燃料プール 水位及び使用済燃料プール 水の漏えいを監視する設備 を含む。)</td> <td>1式</td> <td>臨界防止機能 放射線遮蔽機能 水位監視機能 漏えい監視機能</td> <td rowspan="2">1号炉に貯蔵 済燃料の搬出 が完了するま で</td> </tr> <tr> <td>ろ過脱塩装置 ポンプ 熱交換器 復水貯蔵タン ク(補給水ラ インを含む。)</td> <td>1基 1台 1基 1基</td> <td>冷却浄化機能 使用済燃料プー ル 水補給機能</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：2号又は3号炉との共用設備は、2号又は3号炉の設備としての保守管理を実施するため、維持管理の対象から除く。 ※2：維持台数以上の台数を供用する場合、施設定期検査の対象設備は、供用する台数全てについて施設定期検査を受検する。</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称 ^{*1}	維持台数 ^{*2}	維持機能	維持期間	核燃料物質 の取扱施設 及び貯蔵施 設	核燃料物質貯 蔵設備	使用済燃料プール(貯蔵ラッ ク並びに使用済燃料プール 水位及び使用済燃料プール 水の漏えいを監視する設備 を含む。)	1式	臨界防止機能 放射線遮蔽機能 水位監視機能 漏えい監視機能	1号炉に貯蔵 済燃料の搬出 が完了するま で	ろ過脱塩装置 ポンプ 熱交換器 復水貯蔵タン ク(補給水ラ インを含む。)	1基 1台 1基 1基	冷却浄化機能 使用済燃料プー ル 水補給機能	<p>・記載の適正化 (使用済燃料プールの 臨界防止機能につい ては、使用済燃料また は新燃料を貯蔵してい る期間中維持する必 要があることから記 載を明確化)</p>
施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称 ^{*1}	維持台数 ^{*2}	維持機能	維持期間																													
核燃料物質 の取扱施設 及び貯蔵施 設	核燃料物質貯 蔵設備	使用済燃料プール(貯蔵ラッ ク並びに使用済燃料プール 水位及び使用済燃料プール 水の漏えいを監視する設備 を含む。)	1式	臨界防止機能 放射線遮蔽機能 水位監視機能 漏えい監視機能	1号炉に貯蔵 済燃料の搬出 が完了するま で																													
		ろ過脱塩装置 ポンプ 熱交換器 復水貯蔵タン ク(補給水ラ インを含む。)	1基 1台 1基 1基	冷却浄化機能 使用済燃料プー ル 水補給機能																														
施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称 ^{*1}	維持台数 ^{*2}	維持機能	維持期間																													
核燃料物質 の取扱施設 及び貯蔵施 設	核燃料物質貯 蔵設備	使用済燃料プール(貯蔵ラッ ク並びに使用済燃料プール 水位及び使用済燃料プール 水の漏えいを監視する設備 を含む。)	1式	臨界防止機能 放射線遮蔽機能 水位監視機能 漏えい監視機能	1号炉に貯蔵 済燃料の搬出 が完了するま で																													
		ろ過脱塩装置 ポンプ 熱交換器 復水貯蔵タン ク(補給水ラ インを含む。)	1基 1台 1基 1基	冷却浄化機能 使用済燃料プー ル 水補給機能																														

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

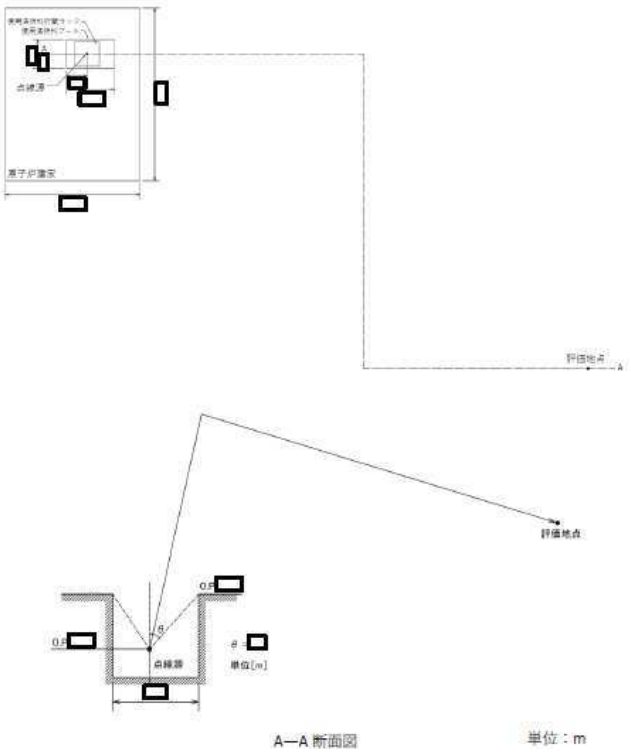
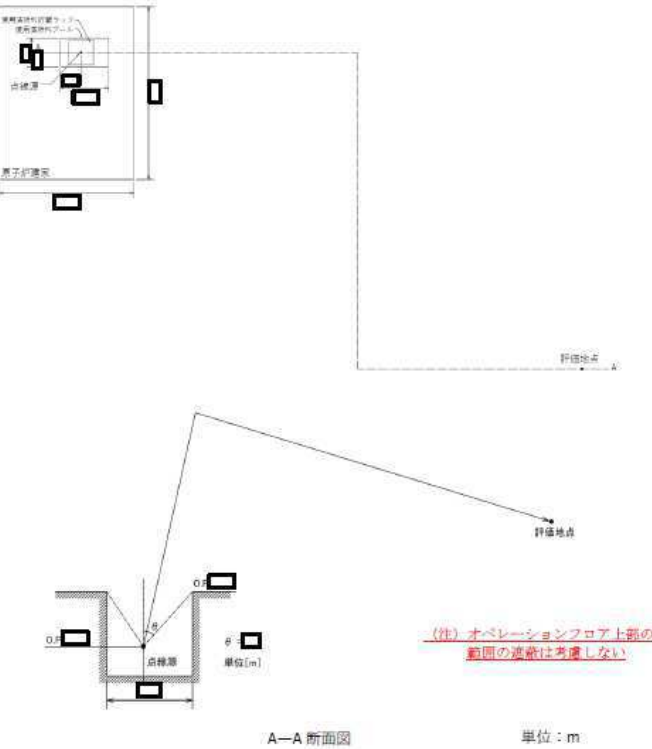
頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																				
6-7	添付書類六 第6.2-1表 維持管理対象 設備の維持台 数、維持機能 及び維持期間	<p>第6.2-1表 維持管理対象設備の維持台数、維持機能及び維持期間 (4/6)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建家)名称*1</th> <th>維持台数*2</th> <th>維持機能</th> <th>維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="6">固体廃棄物の廃棄設備</td> <td>濃縮廃液貯蔵タンク(床ドレン・再生廃液)</td> <td>1基</td> <td rowspan="6">放射性廃棄物貯蔵機能</td> <td rowspan="6">放射性固体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>使用済樹脂貯蔵タンク</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>原子炉浄化系沈降分離槽</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>復水浄化系沈降分離槽</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>クランプド受タンク</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>復水系逆洗受タンク</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">放射線管理施設</td> <td rowspan="3">屋内管理用の主要な設備</td> <td>エリア・モニタ(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設)</td> <td>13個</td> <td rowspan="3">放射線監視機能</td> <td rowspan="3">関連する設備の供用が終了するまで</td> </tr> <tr> <td>プロセス・モニタ(残留熱除去系の熱交換器出口(海水側))</td> <td>2個</td> </tr> <tr> <td>排気筒モニタ</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">放射線管理施設</td> <td rowspan="3">屋外管理用の主要な設備</td> <td>排気筒モニタ</td> <td>1個</td> <td rowspan="3">放射線監視機能 <u>放出管理機能</u></td> <td rowspan="3">原子炉補機冷却系及び非常用補機冷却系の供用が終了するまで 放射性気体廃棄物の処理が完了するまで 放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td><u>排水モニタ</u></td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td><u>排水のサンプリング・モニタ</u></td> <td>1個</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：2号又は3号炉との共用設備は、2号又は3号炉の設備としての保守管理を実施するための保守管理を実施するため、維持管理の対象から除く。 ※2：維持台数以上の台数を供用する場合、施設定期検査の対象設備は、供用する台数全てについて施設定期検査を受検する。</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称*1	維持台数*2	維持機能	維持期間	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	濃縮廃液貯蔵タンク(床ドレン・再生廃液)	1基	放射性廃棄物貯蔵機能	放射性固体廃棄物の処理が完了するまで	使用済樹脂貯蔵タンク	1基	原子炉浄化系沈降分離槽	1基	復水浄化系沈降分離槽	1基	クランプド受タンク	1基	復水系逆洗受タンク	1基	放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	エリア・モニタ(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設)	13個	放射線監視機能	関連する設備の供用が終了するまで	プロセス・モニタ(残留熱除去系の熱交換器出口(海水側))	2個	排気筒モニタ	1個	放射線管理施設	屋外管理用の主要な設備	排気筒モニタ	1個	放射線監視機能 <u>放出管理機能</u>	原子炉補機冷却系及び非常用補機冷却系の供用が終了するまで 放射性気体廃棄物の処理が完了するまで 放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	<u>排水モニタ</u>	1個	<u>排水のサンプリング・モニタ</u>	1個	<p>第6.2-1表 維持管理対象設備の維持台数、維持機能及び維持期間 (4/6)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建家)名称*1</th> <th>維持台数*2</th> <th>維持機能</th> <th>維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="6">固体廃棄物の廃棄設備</td> <td>濃縮廃液貯蔵タンク(床ドレン・再生廃液)</td> <td>2基</td> <td rowspan="6">放射性廃棄物貯蔵機能</td> <td rowspan="6">放射性固体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>使用済樹脂貯蔵タンク</td> <td>2基</td> </tr> <tr> <td>原子炉浄化系沈降分離槽</td> <td>2基</td> </tr> <tr> <td>復水浄化系沈降分離槽</td> <td>4基</td> </tr> <tr> <td>クランプド受タンク</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>復水系逆洗受タンク</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">放射線管理施設</td> <td rowspan="3">屋内管理用の主要な設備</td> <td>エリア・モニタ(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設)</td> <td>13個</td> <td rowspan="3">放射線監視機能</td> <td rowspan="3">関連する設備の供用が終了するまで</td> </tr> <tr> <td>プロセス・モニタ(残留熱除去系の熱交換器出口(海水側))</td> <td>2個</td> </tr> <tr> <td>排気筒モニタ</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">放射線管理施設</td> <td rowspan="3">屋外管理用の主要な設備</td> <td>排気筒モニタ</td> <td>1個</td> <td rowspan="3">放射線監視機能 <u>放出管理機能</u></td> <td rowspan="3">原子炉補機冷却系及び非常用補機冷却系の供用が終了するまで 放射性気体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td><u>排水モニタ</u></td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td><u>排水のサンプリング・モニタ</u></td> <td>1個</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：2号又は3号炉との共用設備は、2号又は3号炉の設備としての保守管理を実施するための保守管理を実施するため、維持管理の対象から除く。 ※2：維持台数以上の台数を供用する場合、施設定期検査の対象設備は、供用する台数全てについて施設定期検査を受検する。</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称*1	維持台数*2	維持機能	維持期間	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	濃縮廃液貯蔵タンク(床ドレン・再生廃液)	2基	放射性廃棄物貯蔵機能	放射性固体廃棄物の処理が完了するまで	使用済樹脂貯蔵タンク	2基	原子炉浄化系沈降分離槽	2基	復水浄化系沈降分離槽	4基	クランプド受タンク	1基	復水系逆洗受タンク	1基	放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	エリア・モニタ(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設)	13個	放射線監視機能	関連する設備の供用が終了するまで	プロセス・モニタ(残留熱除去系の熱交換器出口(海水側))	2個	排気筒モニタ	1個	放射線管理施設	屋外管理用の主要な設備	排気筒モニタ	1個	放射線監視機能 <u>放出管理機能</u>	原子炉補機冷却系及び非常用補機冷却系の供用が終了するまで 放射性気体廃棄物の処理が完了するまで	<u>排水モニタ</u>	1個	<u>排水のサンプリング・モニタ</u>	1個	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化 (固体廃棄物の廃棄設備は、運転中の廃棄物を内包しているタンクもあり、処理処分が完了するまでは廃止措置期間中も管理が必要となることから、維持台数を見直し) 記載の適正化 (環境へ放出する放射性物質を確認する機能が放出管理機能であり、プロセス・モニタに当該機能は該当しないことから記載を削除) 記載の適正化 (排水モニタ及び排水のサンプリング・モニタは、2号炉の共用設備として維持管理することから記載を削除)
施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称*1	維持台数*2	維持機能	維持期間																																																																																			
放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	濃縮廃液貯蔵タンク(床ドレン・再生廃液)	1基	放射性廃棄物貯蔵機能	放射性固体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																			
		使用済樹脂貯蔵タンク	1基																																																																																					
		原子炉浄化系沈降分離槽	1基																																																																																					
		復水浄化系沈降分離槽	1基																																																																																					
		クランプド受タンク	1基																																																																																					
		復水系逆洗受タンク	1基																																																																																					
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	エリア・モニタ(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設)	13個	放射線監視機能	関連する設備の供用が終了するまで																																																																																			
		プロセス・モニタ(残留熱除去系の熱交換器出口(海水側))	2個																																																																																					
		排気筒モニタ	1個																																																																																					
放射線管理施設	屋外管理用の主要な設備	排気筒モニタ	1個	放射線監視機能 <u>放出管理機能</u>	原子炉補機冷却系及び非常用補機冷却系の供用が終了するまで 放射性気体廃棄物の処理が完了するまで 放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																			
		<u>排水モニタ</u>	1個																																																																																					
		<u>排水のサンプリング・モニタ</u>	1個																																																																																					
施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称*1	維持台数*2	維持機能	維持期間																																																																																			
放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	濃縮廃液貯蔵タンク(床ドレン・再生廃液)	2基	放射性廃棄物貯蔵機能	放射性固体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																			
		使用済樹脂貯蔵タンク	2基																																																																																					
		原子炉浄化系沈降分離槽	2基																																																																																					
		復水浄化系沈降分離槽	4基																																																																																					
		クランプド受タンク	1基																																																																																					
		復水系逆洗受タンク	1基																																																																																					
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	エリア・モニタ(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設)	13個	放射線監視機能	関連する設備の供用が終了するまで																																																																																			
		プロセス・モニタ(残留熱除去系の熱交換器出口(海水側))	2個																																																																																					
		排気筒モニタ	1個																																																																																					
放射線管理施設	屋外管理用の主要な設備	排気筒モニタ	1個	放射線監視機能 <u>放出管理機能</u>	原子炉補機冷却系及び非常用補機冷却系の供用が終了するまで 放射性気体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																			
		<u>排水モニタ</u>	1個																																																																																					
		<u>排水のサンプリング・モニタ</u>	1個																																																																																					

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

女川原子力発電所1号発電用原子炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6 追補 -24	添付書類六追補 4. 使用済燃料プール水大規模漏えい時の使用済燃料からのスカイシャイン線による周辺公衆の放射線被ばくへの影響について	<p>(2) 計算モデル 計算モデルでは使用済燃料プールの形状、コンクリート厚さをモデル化した。 スカイシャイン線の評価に当たっては、実績のあるQAD-CGGP2Rコード及びG33-GP2Rコードを使用した。 スカイシャイン線の評価モデルを図1に示す。</p> <p>(3) 評価地点 スカイシャイン線による実効線量の評価は、海側方位を除いた敷地境界上で、使用済燃料プールからの距離が最も短く、実効線量が最大となる地点について実施する。表2に評価地点の条件、図2に評価地点の概略図を示す。</p> <p>4.3 使用済燃料プールからのスカイシャイン線による実効線量評価結果 使用済燃料プールの使用済燃料の全放射能強度を考慮し、使用済燃料プールの冷却水が全て喪失した状態を想定して、スカイシャイン線による周辺公衆の実効線量を評価した結果、評価地点において約7.7μSv/hであり、保安規定に基づき整備している体制に従い使用済燃料プールに注水する等の措置を講じる時間を十分確保できることから、周辺公衆の放射線被ばくへの影響は小さい。</p>	<p>(2) 計算モデル 計算モデルでは使用済燃料プールの形状、コンクリート厚さをモデル化した。 スカイシャイン線の評価に当たっては、実績のあるQAD-CGGP2Rコード及びG33-GP2Rコードを使用した。 スカイシャイン線の評価モデルを図1に示す。 <u>放射線が散乱するオペレーションフロア上部の範囲については原子炉建家の遮蔽効果は考慮せず、ラック形状の中央の使用済燃料有効部上端高さ位置に点線源を配置した保守的なモデルとした。</u></p> <p>(3) 評価地点 スカイシャイン線による実効線量の評価は、海側方位を除いた敷地境界上で、使用済燃料プールからの距離が最も短く、実効線量が最大となる地点について実施する。表2に評価地点の条件、図2に評価地点の概略図を示す。</p> <p>4.3 使用済燃料プールからのスカイシャイン線による実効線量評価結果 使用済燃料プールの使用済燃料の全放射能強度を考慮し、使用済燃料プールの冷却水が全て喪失した状態を想定して、スカイシャイン線による周辺公衆の実効線量を評価した結果、評価地点において約7.7μSv/hであり、保安規定に基づき整備している体制に従い使用済燃料プールに注水する等の措置を講じる時間を十分確保できることから、周辺公衆の放射線被ばくへの影響は小さい。</p>	<p>・記載の適正化 (評価時の遮蔽効果の考え方を明確化)</p>

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6 追補 -25	添付書類六追補 図1 評価モデル	 <p>図1 評価モデル</p>	 <p>図1 評価モデル</p>	<p>・記載の適正化 (オペレーションフロア上部の範囲の遮蔽は考慮しないことを明確化)</p>

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。